

令和8年1月1日から運用開始

# 林野火災注意報・警報

全国各地で発生した大規模林野火災を受け、令和8年1月1日から従来の「火災警報」に加え、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

## 「林野火災注意報」・「林野火災警報」について

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用制限」について、努力義務を課すことになります。

さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用制限」について、義務を課すことになります。

### 林野火災注意報の発令基準

以下の①又②のいずれかの条件に該当する場合

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではない。

### 林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

## 火災予防条例に定める「火の使用制限」とは

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火(花火)を消費しないこと
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、引火性や爆発性のある物品その他可燃物の付近で喫煙しないこと
- (5) 山林、原野等で、火災発生の恐れが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと
- (6) 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉の始末をすること

※火災警報・林野火災警報発令中に「火の使用制限」に違反した場合、罰せられることがあります。(30万円以下の罰金又は拘留)

発令時には

- ・消防車両での巡回広報
- ・防災行政無線での広報
- ・ホームページ、SNS掲載
- などでお知らせします。



詳細は2次元コードからご確認いただけます。

火災予防のため、ご理解とご協力をお願い致します。

## ～お問合せ～

土浦消防署

029-821-0119

田中町 2083-1

荒川沖消防署

029-841-0119

中荒川沖町 27-12

神立消防署

029-831-0119

神立中央 5-32-6

新治消防署

029-862-4577

大畠 46

# ゴミの焼却(野焼き)は禁止されています！



家庭から出るごみ、畠や空き地等からでる草木など廃棄物を「野焼き（野外焼却）」することは、一部例外もございますが、原則として法律で禁止されています。

これに違反した場合の罰則規定もあります。野外焼却は煙・すす・悪臭等により近隣住民に迷惑をかけるばかりではなく、火災の原因にもなるので絶対にやめましょう！

## 野焼き禁止の例外

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
  - ・河川管理者が行う伐採した草木等の焼却等
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
  - ・凍霜害防止のための稻わら等の焼却
  - ・災害時の木屑の焼却等
- 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
  - ・どんど焼き、門松、しめ縄等の焼却等
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
  - ・農業 稲わら、刈り草等（ビニール類等の資材は除く）
  - ・林業 伐採した枝等
  - ・漁業 魚網に付着した海産物等 魚網等ビニール類の資材は除く
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
  - ・たき火、キャンプファイアなど
  - ・家庭の紙ごみ等で軽微のもの（ビニール類等は除く）

## 消防署から届出のお願い！

「たき火」を含め、焼却行為（上記の例外行為）を行う時は事前に、

**《火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書》**

を管轄の消防署へ提出してください。

※ただし、この届出は、焼却行為を許可するものではありません。

例外事項を含め、苦情の連絡があった場合や火災の危険性がある場合など、指導（焼却の中止等）や罰則の対象となりますのでご注意ください。

届出に関する事など、ご不明な点は裏面の消防署へお問い合わせください。